

第10期分別収集計画

令和4年

日 光 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造していくためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民・事業者・行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

日光市では、平成30年3月に「第2期一般廃棄物処理基本計画」を策定、同年4月に「家庭系ごみ有料化及び事業系ごみ処理手数料改定」を行い、ごみの減量化・資源化に取り組んでいるところであるが、市民・事業者・行政の協働により、さらなるごみの減量と分別の促進が重要であると考えている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、限りある資源を有効に利用することや最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画により、容器包装廃棄物の3Rをより一層推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効活用を図り、もって、持続可能な循環型社会の形成を目指すものとする。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみ排出抑制、リサイクルを基本とした循環型地域社会づくり
- ・ 市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任に基づく容器包装廃棄物の排出抑制の推進
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集による資源化の推進
- ・ 容器包装廃棄物の分別収集による廃棄物処理施設等に与える負荷の低減並びに最終処分量の削減
- ・ 事業系一般廃棄物の減量・資源化の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年計画とし、令和7年度に改定する。

4 対象品目

本計画においては、容器包装廃棄物のうち、下記に掲げる品目を対象とする。

- ①スチール製容器
- ②アルミ製容器
- ③ガラス製容器（無色、茶色、その他色）
- ④飲料用紙製容器（紙パック）
- ⑤段ボール
- ⑥ペットボトル
- ⑦プラスチック製容器包装（白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	7,120t	7,064t	7,013t	6,965t	6,910t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制促進のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図りながら推進する。

(1) 普及啓発の推進と環境教育の充実

学校や地域の場合、イベント等の機会を捉え、市民や事業者に対して、ごみの排出状況やごみ処理経費等の関連情報を提供することにより、現状の認識を高めるとともに、ごみの排出抑制・分別・再生利用、適切な排出等の周知・啓発を行うため次の施策を実施する。

- ・ 学校給食における牛乳パック回収リサイクルの実施
- ・ 白色トレイ及び使用済みインクカートリッジの拠点回収の実施
- ・ レジ袋削減のため、マイバッグキャンペーンを実施
- ・ 広報紙やホームページ、アプリ等における啓発記事の掲載
- ・ 事業所に対する事業系ごみ適正処理マニュアル配布等によるごみ排出の適正化の推進
- ・ ごみの減量化やリサイクルなどに対する意識を深めてもらうため「ひかりの郷出前講座」を実施

(2) 資源物回収団体の支援

資源回収に携わる団体や事業者が、資源循環を担う主体として認識し、活動するために必要な支援を実施する。

(3) 日光市エコショップ等認定制度の推進

ごみの減量化・資源化及び再生利用等に積極的に取り組む事業者を「エコショップ」として認定し、広く市民へ周知することにより、環境保全の意識高揚を図り、市民と事業者が一体となった容器包装廃棄物の3R活動を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

本市における最終処分場の残余年数、廃棄物処理施設の整備状況及び日光市一般廃棄物処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集にかかる分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器	缶	
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色ガラスびん
	茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん
	その他の色のガラス製容器	その他ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油等を充填するためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

各年度における分別収集対象品目の回収量見込みは次のとおりである。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	113.63 t	112.73 t	111.92 t	111.16 t	110.28 t
主としてアルミ製の容器	145.63 t	144.48 t	143.44 t	142.47 t	141.34 t
無色のガラス製容器	271.91 t	269.77 t	267.81 t	266.01 t	263.90 t
うち引渡数量	261.59 t	259.54 t	257.65 t	255.92 t	253.89 t
うち独自処理量	10.32 t	10.23 t	10.16 t	10.09 t	10.01 t
茶色のガラス製容器	290.18 t	287.91 t	285.82 t	283.89 t	281.64 t
うち引渡数量	241.68 t	239.79 t	238.05 t	236.44 t	234.57 t
うち独自処理量	48.50 t	48.12 t	47.77 t	47.45 t	47.07 t
その他の色のガラス製容器	182.21 t	180.79 t	179.48 t	178.26 t	176.85 t
うち引渡数量	175.04 t	173.67 t	172.41 t	171.24 t	169.89 t
うち独自処理量	7.17 t	7.12 t	7.07 t	7.02 t	6.96 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く)	4.27 t	4.23 t	4.20 t	4.17 t	4.14 t
主として段ボール製の容器	572.93 t	568.50 t	564.42 t	560.66 t	556.26 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	275.99 t	273.83 t	271.84 t	270.01 t	267.87 t
うち引渡数量	275.99 t	273.83 t	271.84 t	270.01 t	267.87 t
うち独自処理量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0.07 t				
うち引渡数量	0.07 t				
うち独自処理量	0.00 t				
うち白色トレイ	0.07 t				
うち引渡数量	0.07 t				
うち独自処理量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについては、直近年度を含めた過去の年度の分別基準適合物の収集実績、ごみ総量に対する分別基準適合物の割合を勘案し算定した。

【人口変動率】

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
78,234人 (対前年比率)	77,330人 (対前年比率) 98.84%	76,400人 (対前年比率) 98.80%	75,534人 (対前年比率) 98.87%	74,642人 (対前年比率) 98.82%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を継続して行う。

なお、現在、自治会や市民団体が実施している集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分別区分	収集運搬段階	選別・保管段階
スチール製容器	缶	委託業者 ステーション 定期収集	市 リサイクルセンター
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	無色ガラスびん		
茶色のガラス製容器	茶色ガラスびん		
その他の色のガラス製 容器	その他ガラスびん		
飲料用紙製容器	飲料用紙パック		
段ボール	段ボール		
ペットボトル	ペットボトル		
プラスチック製容器の うち白色トレイ	白色トレイ	市 拠点回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集の用に供する施設については、日光市リサイクルセンターにおいて、選別、圧縮、破碎、保管等の処理をする。

容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	パッカー車	リサイクルセンター 選別 圧縮 破碎 保管
アルミ製容器				
ペットボトル	ペットボトル			
無色のガラス製 容器	無色ガラスびん	プラスチック コンテナ	平ボディ車	
茶色のガラス製 容器	茶色ガラスびん			
その他の色のガ ラス製容器	その他ガラス びん			
飲料用紙製容器	飲料用紙パック	結束 紙袋	平ボディ車 パッカー車	リサイクルセンター 保管
段ボール	段ボール			
プラスチック容 器のうち 白色トレイ	白色トレイ	回収ボックス	平ボディ車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくため、次の取り組みを行う。

（1）容器包装廃棄物の分別収集の意識啓発

- ・環境美化委員による地域リサイクル活動の推進
環境施策に関する事務を円滑に推進するため、各地区（自治会）に環境美化委員（1名）を委嘱し、当委員を中心として自主的な地域リサイクル活動を推進する。
- ・廃棄物監視員による分別指導
廃棄物監視員による市内ごみステーションの不適正管理について巡回を行う。

（2）資源物回収報奨金制度の活用によるリサイクル活動の推進

自治会、育成会等の市民団体及び市内学校による集団回収を促進するため、資源物回収報奨金の交付の継続実施並びに同制度の普及を推進する。

（3）資源物拠点回収の啓発

白色トレイの拠点回収を推進するため、市内の公共施設等に回収ボックスが設置されていることを周知する。

（4）ごみ出しルールの徹底

- ・パンフレットによる周知
「ごみの分け方と出し方」のパンフレットを活用し、ごみ出しルールの徹底に努める。
- ・ごみ分別促進アプリの活用
ごみの適正排出及びごみの減量化・資源化を推進するため、市民への広報・周知用の新たな手段として、スマートフォン用アプリを活用し、ごみの分別を促進する。

（5）事後評価の実施

毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。